慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法一〇四〕会社解散請求の要件たる「已ムコトヲ得ザル事由」(岐阜地裁昭和四三年二月二四日判決)
Sub Title	
Author	阪埜, 光男(Banno, Mitsuo) 商法研究会(Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1971
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.44, No.7 (1971. 7) ,p.112- 116
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19710715-0112

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法　一〇四〕　会社解散請求の要件たる「已ムコトヲ得ザル事由」

（岐阜地裁昭和四三年二月二四日判決　昭和三五年（ワ）四三号会社解散請求訴訟事件　下級民集一九巻一・二号九七頁）

【判示事項】

合資会社解散請求の要件たる「已ムコトヲ得ザル事由」があるとはいえないと認めた事例

【参照条文】

商法一一二条・一四七条

【事実】

被告Y合資会社は、無限責任社員A、有限責任社員原告Xの他、有限責任社員B、C、Dから構成され、昭和二三年七月六日に設立登記を完了した。各社員の出資金は、A、Xがそれぞれ一五万円、Bが一〇万円、C、Dがそれぞれ五万円であつたが、Bの出資金は実質上Xの出資によるもので、Xの請求のあり次第何時でもX名義に変更する約束がなされていた。

設立以来今日に至るまで、無限責任社員であるAは、正規の営業報告をせず、また社員に利益配当をすることなく会社の経営を独断専行しており、Xの度重なる要求にもかかわらず、会社経理を明らかにせず、経理がずさんで会社財産と個人財産との区別も明確でない点があり、しかも非社員を勝手に社員として登記するなど（社員Dは昭和二六年に退社、社員Bは昭和二五年、社員Cは昭和三〇年にそれぞれ死亡により退社していて、それぞれの持分を他に譲渡したことがないのに、E、F、Gがそれぞれの持分を譲り受けて入社した旨の虚偽の登記がなされており、これはAがXに無断で処理したものであることが認められている。このため、右E等の入社登記抹消等請求訴訟が係属中である）、専横な振舞があつて、Xとの間の信頼関係は破綻していた。

以上の事実より、Xが商法一一二条一項にもとづきY会社の解散を請求したのが本件である。

【判旨】

Xの請求棄却。

「以上の事実関係においてY会社の解散を請求する已むことを得ざる事由ありやを考察するに、Xは昭和二三年当時としては相当多額の金二五万円をY会社に出資し、その運用により利益をはかること

を目的として無限責任社員たるAにその運営を委ねたのに、Aは恰も自己の個人企業であるかの如く振舞つてXを蔑ろにするので、Xは最早Aと共同してY会社を経営することは不可能であるとの心境に達したものと認められる。

併し乍ら他方Y会社はその設立後既に二〇年を閲しているが、会社は一の経済的社会的存在として独自の意義を有し、内部的には従業員を抱え、対外的には取引先との間に債権債務の関係を生じているが、一度会社が解散するとなれば、会社財産は清算価格により会社債務の清算の為分配されることとなり、利害関係人に多大の影響を与えることを免れないのであるから、会社は可能な限り解散を避けてその企業を継続することが望ましいのであつて、玆に企業維持の原則の適用を見るのである。

しかも前示のようにXは当初よりY会社の経営の実際に関与したことなく、その目的は自己の出資による持分権を保護し得れば足るのであるから、真実Y会社に持分を有しない非社員は之を会社から排除すればよく（非社員たる訴外E等の入社登記抹消等請求訴訟が係属中なることは争いがない）、又会社の業務や財産の状況を検査する法律的手段も有る（商法第一五三条）のであるが、斯様な手段によるも十分でなく、飽く迄会社との関係を絶つことを欲するならば、退社することによつて会社との間の持分関係を清算することも可能なのである。

以上の通りY会社は当初より唯一の無限責任社員たるAが経営の衝に当り、現在もそのように運営されているのであつて、Xは経営の実際に参画せず、たとえその間に不和を生じ信頼関係が破綻しても、Y会社の経営そのものは別段行き詰ることもないのであつて、かような場合は未だ商法第一一二条にいう已むことを得ざる事由ありということはできないのである。」

【評釈】

判旨に賛成。

一　商法は合名会社および合資会社について、一定の解散原因（商九四、一六二Ⅰ、一四七）のほかに社員個人の意思による解散請求なる制度（商一一二）を認めている。本件ではXが右の制度にもとづきY会社の解散を求めたのに対し、判決はY会社の企業維持を重視し、Y会社においては、唯一の無限責任社員であるAが経営の衝に当たり、有限責任社員であるXは、当初よりY会社の経営に参画していないのであるから、たとえXA間に不和対立が生じてもY会社の経営に行き詰りを生ずることはないと判示し、このような場合は商法一一二条にいう已むことを得ざる事由にあたらないとしてXの請求を斥けている。

このような判旨の立場が妥当であるかどうかの判断に際しては、商法一一二条の立法趣旨の吟味とともに、従来の判例が同条についてどのような解釈をしてきたかを考察する必要がある。

二　明治二三年の旧商法一二七条一項は、「会社其目的ヲ達スルコト能ハス又ハ会社ノ地位ヲ維持スルコト能ハサル」ことを人的会社における解散請求原因と定めていたが、明治三二年の新商法八三条本文において、右の「会社其目的ヲ達スルコト能ハス」云々の文言

は「已ムコトヲ得サル事由アルトキハ」に改められた。この文言の変更は、組合員の解散請求に関する民法六八三条の表現にならつて行なわれたものにすぎず、旧商法一二七条一項の趣旨は、そのまま新商法八三条に受け継がれているものと見てよい。その後昭和一三年の商法改正においても、八三条本文はそのまま現行商法一一二条一項となり、現在に至つている。したがつて、商法一一二条一項の「已ムコトヲ得ザル事由」には、旧商法一二七条一項に掲げられていた会社目的を達することができない場合と会社の地位を維持することができない場合との二つの要件が含まれていると考えるのが、上述の沿革に照らし、妥当であると思われる（志村・本件判批商事法務研究五四六号六三頁）。

三　次に裁判所は、いままで商法一一二条一項の「已ムコトヲ得ザル事由」の解釈をめぐつてどのような判断を示してきたかを検討しよう。

「已ムコトヲ得ザル事由」に当るとした事例としては、(1)判決年月日不詳の二つの大阪地裁判決（新聞五四二号一一頁および新聞六二二号一四頁）、(2)大正一〇年八月二〇日の東京地裁判決、（新聞一九一七号二二頁）、(3)昭和三年七月六日の東京地裁判決（新報一六八号二四頁）、(4)昭和一三年一〇月二九日の大審院判決（大判全集五輯一二三頁）がある。

まず、(1)は、いずれも会社の営業目的たる商品の製造販売（前者は護謨製品の製造・販売を目的とする合資会社、後者はアルミニューム鋳造・販売を目的とする合名会社）に不可欠の特許権が前者では無効となり、後者では他人の権利となつてしまつたため会社目的を達成できなくなつた事案であり、旧商法一二七条一項にいう「会社目的ヲ達スルコト能ハスニ」に該当すると思われる。(2)は、原告Xの父である有限責任社員Aと有限責任社員Bは兄弟であるにもかかわらず不和対立し、Bが店員某と相謀り、同店員が被告会社を経営する旨得意先に通知し、同会社の店舗を占拠して営業を営んでいるため、被告会社は営業廃止の状態にあり、XはBに対し被告会社解散決議をなすため同意を求めたにもかかわらず、同意を得るに至らなかつた事案であり、(3)は、被告会社の有限責任社員二名はいずれも名義上の社員にすぎず、実質上の社員たる無限責任社員二名が互に反目対立しており、同会社の経営を有望ならしめるためには、なお幾多の出資および努力をなすべきにもかかわらず、右無限責任社員両名に和合協同を期待することは到底不可能と思われる事案である。(2)ではBを(3)では無限責任社員の一方を除名（商八六Ⅰ）することにより、社員間の対立は解消するにもかかわらず、判決が会社の解散を認めているのは、会社が営業廃止あるいはそれに近い状態にあることを考慮したためであり、この場合は、旧商法一二七条一項にいう「会社ノ地位ヲ維持スルコト能ハサル」場合に該当すると判断したものと考えられる（志村・前掲六四頁）。これに対し(4)は、社員が三名の会社に関するものであつて、社員相互の不和対立が激しく、和合協力を到底望みえないが、会社が営業廃止の状態に至つていない事案である。しかし、本事案においては、除名宣告判決の確定という、不和打開の方法があるという事情が認められていないということに注意すべきである（西島「解散判決請求要件中の已むことを得ざる事由」会社判例百選（新版）別冊ジュリスト二六七頁）。

他方、「已ムコトヲ得ザル事由」に当らないとした事例としては、

(5)昭和三三年五月二〇日の最高裁判決（民集一二巻七号一〇七七頁）がある。事案は次の通りである。原告Xの先夫との間の子Aと再婚後の夫Bが無限責任社員に、XとAの妻Cが有限責任社員となり、昭和八年、被告会社が設立され、砂糖などの販売を営み好成績をあげていたが、終戦後Aと継父Bの間が不和となり、Bが実子等と被告会社の隣地に被告会社と同じ種目の商品販売を目的とする会社を設立し、被告会社の営業を妨害するに至り、AB間の不和は一層激しくなった。そこで被告会社は、昭和二三年に商法一四七条・八六条一項二号ないし五号所定の違反行為ありとしてBの除名決議をした。そこでXは、このような事情の下では被告会社の経営はおぼつかないと考えて、被告会社の解散を請求するに至った。なお本件と並行して被告会社からBに対する社員除名の訴訟が提起されており、両事件は一審から上告審まで同一裁判所が同一期日に判決し、いずれもBの除名を認め、Xの会社解散請求を斥けている。最高裁はBの除名はほぼ確実であるとし、次のように判示している。「右の除名が実現すれば、被告会社の社員間の不和対立は原因を失うのであつて、結局X主張のような会社の存続を困難ならしめる事情は、Bを除名する方法によつて十分打開し得ることが明白である。そして、かように他に打開の途があるときは、会社の解散請求につき商法一一二条一項所定の『已ムコトヲ得ザル事由アルトキ』に該当しないものと解するを相当とする」（判旨賛成―服部・民商法雑誌三八巻六号一〇二頁、西島・前掲二六六頁、反対―松阪（正）・立命館法学二七号一三二頁）。

以上において考察した結果を整理すると次のようになる。判例は社員間の不和対立が甚だしいことだけでは、「已ムコトヲ得ザル事由」ありと認めず、社員間の不和対立によつて会社の目的を達成することが不可能になつた場合、または会社の存続が困難になり、他に打開の方法が認められない状態になつた場合にはじめて「已ムコトヲ得ザル事由」ありとして会社の解散請求を認めている。したがつて、社員間に不和対立があつて、そのままの状態では会社を存続させることが困難である場合でも、社員の除名その他の方法によつて現在の苦境を打開できると認められる場合には、企業維持の精神にもとづいて会社の解散は認められないのである。

四　以上の考察をふまえて、本件をみるに、無限責任社員Aの度重なる専横な振舞によつて、XA間に不和を生じ、その信頼関係は破綻しているが、当初よりAが専らY会社の経営の衝に当つており、XはY会社の経営に参画していないのであるから、右XA間の不和対立によつてY会社の経営が円滑に行なわれず、会社の存続が不可能に近い状態にはなつていない（なお、Xの持分は非社員の会社からの排除、自己の退社等によつて保護されうること判旨の言う通りである）。このような事情の下では、企業維持を重視し、解散を避けるべきこと上述判例理論の要求するところであり、これを確認した本判決は妥当である。

なお、本件事実関係からすれば、非社員たるE等の入社登記抹消請求訴訟において、右登記の抹消を認める判決が確定した場合には、Y会社の社員はXA両名となり、Xが退社すれば、社員は無限責任社員A一名となつてしまうため、Y会社は解散することになるが（商一四七・九四4・一六二I）、この場合でも、新たに社員を加入

せしめて、会社を継続することができる（商九五Ⅱ・一六二Ⅰ）ことを付言する。

（阪埜　光男）

〔刑法　二四〕他人の行為の介入があつた場合に刑法上の因果関係が否定された事例

（道路交通法違反業務上過失致死被告事件　最高裁昭和四二年（あ）第七一〇号昭四二・一〇・二四第三小法廷決定棄却　刑集二一巻八号一一一六頁　一審　東京地裁八王子支部　二審　東京高裁）

【事実】　被告人（米兵）は、夜八時頃、免許停止中であるのに拘らず、友人Aを助手席に乗せて、同人の普通乗用車を運転進行し、交差点手前において先行車二台を追越したが、その直後、前方道路左側端を自転車に乗つて同方向に進行中の被害者の動向に対する注視を欠いたため、同人が同交差点内において右折して自己の進路前方に進出してきたのを発見するのが遅れ、至近距離に至つてこれを発見し、急制動の措置をとつたが及ばず、自車前部を自転車後部に衝突させて同人を自車の屋根にはねあげた。しかして、被害者は、創傷を負つたまま屋根の上で意識を喪失するに至つたが、被告人は、衝突事故には気付いたものの、被害者を屋上に乗せていることに気付かず、そのまま運転継続し、衝突現場から約四キロメートル至つた地点で、助手席のAがこれに気付き、時速約一〇キロメートルで進行中の自車屋上から被害者の身体をさかさまに引きずり降ろし、アスファルト舗装道路上に転落させ、結局、被害者は、翌日午前六時四七分頃、頭部打撲に基づく「脳くも膜下出血および脳実質内出血」により死亡した。

被告人は、道路交通法違反（無免許運転、救護義務違反）と業務上過失致死罪として起訴された（なお、Aは、道路交通法違反―救護義務違反―と保護責任者遺棄罪で起訴された）。

第一審判決は、業務上過失致死罪の点については、「自車前部を右自転車の右側後部に衝突させて同人をはね飛ばし、因つて同人に対し、頭蓋内出血等の傷害を負わせ、……右傷害により同人を死亡するに至らせ」たものであるとの罪となるべき事実の摘示の下に、弁護人の主張に対する判断として、「死の結果と……業務上過失致死との因果関係については、前掲各証拠……を検討するときは因果関係を認めるのに十分である。」とし、被告人を懲役一年に処した。